一　当該再建住宅借入金等の金額につき異なる法第十三条の二第一項に規定する居住年（以下この号において「居住年」という。）ごとに区分をし、当該区分をした居住年に係る住宅の再取得等に係る当該再建住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ同項の規定に準じて計算した金額

二　当該他の住宅借入金等の金額につき異なる租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この号及び次項において「居住年」という。）ごとに区分をし、当該区分をした居住年に係る他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ同条第二項各号の規定に準じて計算した金額（当該他の住宅借入金等の金額のうちに特例住宅借入金等の金額（同条第三項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等の金額をいう。以下この号において同じ。）又は長期優良住宅借入金等の金額（同法第四十一条第五項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する長期優良住宅借入金等の金額をいう。以下この号及び次項において同じ。）が含まれる場合には、他の住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額）

イ　他の住宅借入金等の金額（ロ及びハに掲げるものを除く。）　当該他の住宅借入金等の金額につき租税特別措置法第四十一条第二項各号の規定に準じて計算した金額

ロ　特例住宅借入金等の金額　当該特例住宅借入金等の金額につき租税特別措置法第四十一条第三項各号の規定に準じて計算した金額

ハ　長期優良住宅借入金等の金額　当該長期優良住宅借入金等の金額につき租税特別措置法第四十一条第五項各号の規定に準じて計算した金額

三　当該他の増改築等住宅借入金等の金額の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　当該他の増改築等住宅借入金等の金額の全てが租税特別措置法第四十一条の三の二第四項の規定により同法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものである場合　当該他の増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき同項各号の規定に準じて計算した金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該他の増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき租税特別措置法第四十一条の三の二第一項各号の規定に準じて計算した金額

2　前項ただし書に規定する控除限度額は、次の各号に掲げる再建特例適用年の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　平成二十三年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年である他の住宅取得等に係る長期優良住宅借入金等の金額（以下この項において「平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額」という。）が含まれる場合　六十万円

ロ　平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十四年、平成十五年、平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である他の住宅取得等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　五十万円

ハ　イ及びロに掲げる場合以外の場合　四十八万円

二　平成二十四年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年である他の住宅取得等に係る長期優良住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　五十万円

ロ　平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十五年、平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である他の住宅取得等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　五十万円

ハ　イ及びロに掲げる場合以外の場合　四十八万円

三　平成二十五年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合　六十万円

ロ　平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である他の住宅取得等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　五十万円

ハ　平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年又は平成二十四年である住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　四十八万円

ニ　平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額（その居住年が同年である他の住宅取得等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）又はその居住年が平成二十四年である他の住宅取得等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　四十万円

ホ　イからニまでに掲げる場合以外の場合　三十六万円

四　平成二十六年から平成三十年までの各年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合　六十万円

ロ　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年又は平成二十二年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　五十万円

ハ　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年又は平成二十四年である住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）　四十八万円

ニ　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額（その居住年が同年である他の住宅取得等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）又はその居住年が平成二十四年である他の住宅取得等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）　四十万円

ホ　イからニまでに掲げる場合以外の場合　三十六万円

五　平成三十一年　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十二年又は平成二十三年である他の住宅取得等に係る長期優良住宅借入金等の金額（その居住年が同年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　五十万円

ロ　平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十二年又は平成二十三年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額（その居住年が同年である他の住宅取得等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）　五十万円